

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。昭和49年\*月に娘が生まれた後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続時に納付書を受け取り、申立人の夫の国民年金保険料と一緒に郵便局で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月8日に払い出されており、この時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人が記憶している納付金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間については、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。夫だけが納付済みであるのは納付できないので、申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金保険料の納付記録がある昭和39年1月から60歳到達まで、申立期間を除き保険料の未納期間は無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている上、夫は「結婚後は、自分の保険料と一緒に妻の保険料も納付していた。」と証言していることから、申立期間について、申立人の保険料のみ未納と記録されていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、昭和51年3月に、妻と共に国民年金の加入手続をしたが、その時集金人から「今なら未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と言われ、国民年金手帳保管証書に年度ごとの金額及び納付期限を記載してもらい、そのとおりに分割して保険料を納付した。

社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間について未納となっているが、納付しているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、昭和51年度からの保険料は毎年度、妻の分と共に前納しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に加入した時に、集金人に過去の未納保険料の金額及び納付期限を国民年金手帳保管証書に記載してもらい、そのとおりに集金人に納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年3月は第2回特例納付期間を経過しているものの、申立人が保管する国民年金手帳保管証書には昭和44年度から47年度までの保険料の納付期限は51年6月30日と記載されている上、A市町村では、特例納付に係る保険料を預かり方式で取り扱っていたとしていることから、同市町村では特例納付に係る保険料について同年6月30日まで集金人に納付することが可能であったものと推認され、申立人は、集金人が国民年金手帳保管証書に記載した申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により集金人に納付したものと考えるのが自然である。

さらに、同市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、加入当時作成した被保険者名簿が不明のため、昭和57年10月29日に仮作成した旨の記載があり、同市町村における納付記録の管理にも不適切さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成7年8月から同年9月までについては28万円、同年10月から8年6月までについては24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年7月31日まで

社会保険庁の記録では、平成7年8月1日から8年7月31日までの標準報酬月額が引き下げられている。当時の給料支払明細書も提出するので、標準報酬月額を引き下げられる前の額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA事業所における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年8月及び同年9月は28万円、同年10月から8年6月までは24万円と記録されていたところ、同事業所が適用事業所でなくなった日（8年7月31日）以降の同年8月6日に、7年8月の標準報酬月額を19万円、同年9月の標準報酬月額を11万円、同年10月から8年6月までの標準報酬月額を9万8,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成8年4月分の給料支払明細書において、標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の支給記録に記載されている離職時（平成8年7月10日）の賃金日額7,777円に30を乗じた額23万3,310円は、7年10月から8年6月までの減額訂正処理前の標準報酬月額24万円におおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年8月及び同年9月は28万円、同年10月から8年6月までは24万円と訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。昭和40年の夏に会社を退職した後、民生委員の方において国民年金に加入し、母親が家族全員の保険料を納付していたはずなので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月17日に申立人の妻と連番で払い出されており、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、この払出日以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の母親も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 7 年 9 月から 8 年 3 月末まで A 事業所に勤務し 4 月 1 日に転職した。実際には 3 月 30 日まで勤務し、31 日は休んで良いと言われたので休んだが、3 月分（4 月支給分）の給与から厚生年金保険料が差し引かれていたと思う。

1 か月分の記録が無いのは納得できないので記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に平成 8 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てているが、事業主が保管している申立人の人事記録によると、「平成 8 年 3 月 30 日まで任用を日日更新し、以後更新しない」、「退職手当として金 6 万 6,849 円を支給する」と記録されており、その後、任用期間が更新された旨の記録が無いことから、申立人の退職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日（退職日の翌日）との整合性がとれる。

また、申立人は、平成元年 6 月 1 日から 2 年 5 月 31 日までの A 事業所に勤務した期間については、申立期間同様、最終日は休んだが資格喪失日は 6 月 1 日となっているのに、申立期間の資格喪失日が 3 月 31 日であるのは納得できない旨を主張しているが、事業主は、「申立人の雇用形態である非常勤の日々雇用職員についての任用期間の末日は毎年 3 月 30 日と定めているため、任用期間の末日まで勤務し、引き続き任用期間の更新が無い場合は、資格喪失日は 3 月 31 日となるが、任用期間の途中で退職した場合は、退職日の翌日が資格喪失日となる取扱いであった。」と供述しており、それぞれの勤務期間に係る資格喪失日に不自然さは見られない。

さらに、事業主は、「申立人の平成 8 年 3 月分の厚生年金保険料については、人事記録に基づいて厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行っているため、同年 3 月 30 日退職である申立人の給与からは控除していない。」と供述している。

加えて、申立人が当時の同僚等として名前を挙げた上司も「当時の任用期間の末日は3月30日に決まっていた。申立人が給与から保険料を控除されていたかは不明である。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年3月1日まで

昭和35年1月5日に父親の友人の紹介でA事業所に入社し、その当時は入社してから3か月間は見習期間として勤務した。4か月目から健康保険、厚生年金保険などの社会保険に加入したのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。35年10月ごろには手術のため健康保険証を使用し、病院に支払った費用が非常に安かったと記憶している。給与明細書等は無いが、調査し年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所において昭和35年1月1日から36年4月1日までに厚生年金保険被保険者資格を取得し連絡がとれた14人の同僚のうち2人、申立人が先輩であると記憶している9人のうち3人、申立人を同事業所に紹介したとする申立人の父親の友人（同事業所社員）及び申立期間当時の同事業所の社会保険事務担当者一人はいずれも申立人が同事業所で勤務していたことを記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料控除に関する供述は得られなかった。

また、同事業所の後継事業所は、同事業所に係る資料を保存していないため、申立人の同事業所における勤務期間及び保険料控除に係る事実を確認できない。

さらに、上記先輩のうち、昭和35年4月30日に被保険者資格を取得した者が、自分と同時期に入社したと供述している3人の資格取得日を見ると、同年10月31日、同年12月1日、36年2月1日と区々となっていることから判断して、同事業所では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえるが、当該3人からは死亡等により供述が得られない。

加えて、申立人は、手術をして入院していた時期があり、申立人の供述から申立期間のいずれかの時期に入院したとうかがえるが、入院期間中に申立人が同事業所の健康保険被保険者証を使用したと判断できるまでの関連資料及び

周辺事情は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 12 日から同年 8 月 4 日まで

私は、昭和 44 年 5 月から 46 年 10 月まで A 事業所に継続して勤務し、中途退社した記憶は無いのに、45 年 3 月 12 日から同年 8 月 4 日まで厚生年金保険の記録が切れているのはおかしい。調査の上、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が勤務していたとする A 事業所の工場及び実験室で勤務していた 14 人のうち一人は、申立人は、申立期間において同事業所で勤務していたと供述している。しかし、その一方で、i) 残る 13 人と申立人が記憶する 3 人はいずれも申立人を記憶していないこと、ii) 当時の社会保険事務担当者も申立人のことを明確に記憶していないこと、iii) 同事業所は昭和 57 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その業務を引き継いだ事業所は当時の書類を保管しておらず申立人の勤務期間を確認できないことから判断して、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたと推認できるまでには至らない。

また、当該社会保険事務担当者は、「臨時雇用した従業員でも本採用されると臨時雇用した日にさかのぼって社会保険への加入手続をするような会社でした。継続して勤務しているならば厚生年金保険被保険者資格を途中で喪失させはしないと思う。」と供述し、氏名の読み方を変えて社会保険庁のオンライン記録で氏名検索をしたが申立人のものと推認できる記録は見当たらず、社会保険事務所が保管している A 事業所及び A 事業所 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間に係る申立人の記録は確認できなかった。

さらに、申立人は「同事業所を退職後、雇用保険を受給し、その受給金で運転免許証を取得した。」と供述し、同事業所を退職した約 8 か月後の昭和 47 年 6 月 24 日に運転免許証を取得しているものの、同事業所における雇用保険被保険

者記録は無く、氏名の読み方を変えて数回公共職業安定所に照会したが、申立人のものと推認できる記録は見当たらなかった。

加えて、前述のとおり、同事業所の業務を引き継いだ事業所では、申立人に係る厚生年金保険料控除に関する資料を保管しておらず、同僚からも同控除に関する有力な供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月31日から同年2月1日まで  
② 昭和45年5月1日から46年2月1日まで  
③ 昭和46年9月21日から48年1月13日まで

申立期間①については、昭和45年5月1日から46年1月31日までA事業所に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が46年1月31日となっているので、記録の訂正を希望する。

申立期間②については、A事業所における当該期間の給与が、日額3,400円で月額5万円以上であったと記憶しているが、社会保険事務所の記録では当該期間の標準報酬月額が45年5月から同年9月までが4万5,000円、45年10月から同年12月までが4万8,000円となっているので、記録の訂正を希望する。

申立期間③については、A事業所における当該期間の給与が、最低でも月額8万4,000円であったと記憶しているが、社会保険事務所の記録では当該期間の標準報酬月額が46年9月から47年2月までが5万2,000円、47年3月から同年9月までが6万8,000円、47年10月から同年12月までが7万6,000円となっているので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所に昭和46年1月31日まで勤務していたと申し立てているが、同年1月14日から同事業所とは別会社であるB事業所で雇用保険被保険者記録が確認できる。

また、A事業所は、申立期間①当時の資料を保存していないため、申立人の

勤務期間や厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、代表取締役においても申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について有力な供述は得られなかった。

さらに、申立期間①と厚生年金保険被保険者期間が重複する他の同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について有力な供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 A事業所は、申立期間②及び③当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人が両申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた金額を確認できる給与明細書等を持っていないことから、申立人の同事業所における社会保険庁の標準報酬月額記録が、申立人が申し立てている一月の収入に見合う標準報酬月額と相違していることが確認できない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、社会保険事務所において不自然な処理が行われたことがうかがえる事実は確認できない。

さらに、申立人をA事業所に紹介した上司及び同事業所の経理事務を担当していた同僚は既に死亡しており、同事業所の事業主、申立人が記憶している上司及び申立人の同僚からも、申立人の両申立期間における標準報酬月額に関する有力な供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から35年1月31日まで  
② 昭和36年10月1日から38年7月31日まで  
③ 昭和54年7月25日から55年8月31日まで

申立期間①で勤務していたA事業所、申立期間②で勤務していたB事業所、申立期間③で勤務していたC事業所の期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に勤務していたとするA事業所及びB事業所は廃業しており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人が申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録において、申立期間①及び②の申立事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は申立期間①及び②当時の同僚の氏名を記憶していないため勤務状況等の供述が得られない。

- 2 申立期間③に勤務していたC事業所については、雇用保険被保険者記録から、申立人が、申立期間③において当該事業所で勤務していたことが確認できるものの、当該事業所から提出のあった申立人に係る賃金台帳、源泉徴収簿及び源泉徴収票の写しから、申立人が、申立期間③において給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は「当時は各自で国民年金に加入していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和61年10月1日であり、申立期間③においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立期間③において当該事業所の事業主の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。